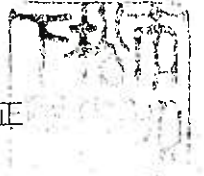


一般廃棄物処理業(収集運搬業)許可証

住所 下松市大字末武中1234番地1  
氏名 周南総合リサイクル株式会社  
代表取締役 星田 直樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

下松市長 井川 成正



- 1 許可の年月日 平成28年4月1日
- 2 許可の有効年月日 平成30年3月31日
- 3 許可の種類 可燃、不燃ごみの収集運搬



4 許可条件

- (1) 特別管理一般廃棄物を除く。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条の事項を遵守すること。
- (3) 毎月の処理状況報告書を翌月の5日までに提出すること。
- (4) 収集・運搬に使用する車両には、両側面に会社名又は屋号を鮮明に表示すること。  
その際、表示文字の大きさは90ポイント(3.2cm)以上とすること。
- (5) その他市長の指示に従うこと。

5 許可区域

下松市全域

6 収集運搬又は処分方法

特殊車両及び一般車両による陸上運搬

7 許可の更新又は変更の状況

平成28年4月1日(更新)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、下松市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、下松市を被告として(申請人において下松市を代表する者は下松市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。